

# タイ軍事クーデターの背景と

## 民主化の展望

東 茂樹

### ●軍事クーデター発生

タイで軍事クーデターが発生し、タクシン政権が崩壊した。国王を元首とする民主主義制度統治改革団（团长・ソントイ陸軍司令官）は、九月一九日夜に戒厳令を施行し、翌二〇日未明にプミポン国王に謁見して、全権を掌握した。国連総会出席のためニューヨークに滞在していたタクシン首相は解任され、イギリスにて事実上の亡命生活余儀なくされている。クーデターは流血には至らず、平和裡に成功した。

タイでは一九三三年に立憲君主制へ移行してから今日まで、成功したクーデターだけでも一〇回（クーデター未遂を含めると一七回）を数える。しかし前回の一九九一年のクーデターからは一五年が経過し、それ以降は民主化が進展して、軍の政治的影響力も低下していたため、もはやクーデターは発生しないと考えられていた。

統治改革団は今回のクーデターの目的、軍による統治の維持ではなく、社会の不正や対立を招いたタクシン政権を終焉させるためと説明している。統治改革団は、一九

九七年憲法、国会、内閣、憲法裁判所を廃止するという布告（第三号）を出す一方、新憲法の制定や政策運営については、二週間以内に文民から任命する暫定首相に権限を委譲すると発表した。これまでのクーデターでは、発生直後に現行憲法や国会、内閣の廃止が宣言され、しばらくして暫定憲法が公布されて、約一年後に恒久憲法が制定されるというプロセスを繰り返しており、今回もこの方法を踏襲している（表一）。また前々回までは、軍が政治的な実権を奪取するためのクーデターであったが、前回には軍が文民から暫定首相を任命して、総選挙後に民政移管すると発表しており、今回は前回の一九九一年クーデターと共通するところが多い。

### ●クーデターの背景

今回のクーデターの直接の原因は、一〇月に迫った軍の定例人事異動をめぐる、軍人事に介入するタクシン首相と軍の国王忠誠派との対立にあった。タクシン首相は、二〇〇三年一〇月に従兄であるチャイシットを陸軍司令官に昇進させたのをはじめ、

首相（元警察官僚）と士官学校同窓生を主要ポストに登用するなど、政治介入が軍の規律喪失につながるなどの反発を招いていた。今回も国王忠誠派のソントイ陸軍司令官は、解任が噂されていた。

より根底の原因には、タクシン首相に「国王を元首とする立憲君主制」を脅かそうとする言動があったため、軍および王室に近い関係者が危機感を抱いて、クーデターを主導したと考えられる。タクシン首相は下院で絶対多数の議席を獲得した昨年からは、王室を軽視するような行動を首相批判派から指摘されていた。今年六月には「憲法の外側にいる徳を持った人物が政府の打倒を企てている」という首相発言が物議を醸し出した。これに対してプレム枢密院議長（元陸軍司令官、元首相）は、軍は国王と国家にのみ忠誠を尽くすべきとの訓辞を士官学校で行い、首相の適格性に疑問を呈していた。

世論調査によれば、八割以上の人がクーデターに賛成し、七五%がクーデターにより政治が良くなると答えている。タクシン首相は今年一月、自身が創業し、一族が所

表1 タイのクーデターと憲法

クーデター発生	首謀者	憲法公布
① 1932年 6月24日	人民党	① 1932年 6月27日* ② 1932年 12月10日
② 1933年 6月20日	パホンボン	③ 1946年 5月 9日
③ 1947年 11月 8日	ピン	④ 1947年 11月 9日 ⑤ 1949年 3月23日
④ 1951年 11月29日	ピン	憲法⑤廃止 ⑥ 1952年 3月 8日
⑤ 1957年 9月16日	サリット	憲法⑥廃止
⑥ 1958年 10月20日	サリット	⑦ 1959年 1月28日* ⑧ 1968年 6月20日
⑦ 1971年 11月17日	タノム	憲法⑧廃止 ⑨ 1972年 12月15日* ⑩ 1974年 10月 7日
⑧ 1976年 10月 6日	サガット	憲法⑩廃止 ⑪ 1976年 10月22日
⑨ 1977年 10月20日	サガット	憲法⑪廃止 ⑫ 1977年 11月 9日* ⑬ 1978年 12月22日
⑩ 1991年 2月23日	ストン	憲法⑬廃止 ⑭ 1991年 3月 1日* ⑮ 1991年 12月 9日 ⑯ 1997年 10月 11日
⑪ 2006年 9月19日	ソンティ	憲法⑯廃止 ⑰ 2006年 10月 1日*

(出所) 筆者作成。

(注) クーデターは成功のみ、未遂は除く。\*は暫定憲法。

有する携帯電話や通信衛星事業などの会社を傘下に持つシン・コーポレーションの株式を、シンガポールのテマセク・ホールディングに売却した。その際に、課税を逃れ、巨額の売却益を手に入れたという疑惑が起こり、首相への批判が高まった。これを受けて市民グループが、タクシン首相の強権的な政治手法や利益誘導を批判する運動を組織して、辞任を求める集会を開催してきた。バンコクを中心とする都市の中間層はこの運動を支持していたため、タクシン政権の崩壊につながった今回のクーデターを歓迎している。

他方でタイ東北部や北部など、農村部の住民の反応は複雑である。地方の農民は、タクシン政権が実施した村落基金や三〇バートルツ医療給付制度など貧困解消政策の恩恵

を受けてきたので、タクシン首相のおかげで生活が良くなっているという声強い。一九九一年クーデターの原因は、首相の軍人事への介入と政党政治の汚職や腐敗にあった。今回は軍の政治的影響力が低下していたにもかかわらず、軍がクーデターを決定したのは、人事介入にとどまらず立憲君主政体の維持や社会の対立にまで問題が拡大し、また前回はなかった首相辞任要求運動が都市部住民の共感を得ており、クーデターは国民から受け入れられると判断したためである。実際にもクーデターへの批判や反発はほとんどなく、成功した。

### ●クーデターの意義

今回のクーデターは、年初から続いていたタイ政治の混迷を打開する点では大きな意味があると考えられる。しかし一九九二年五月流血事件以降、国民の手により進展してきたタイの民主主義は、クーデターによって挫折し、振り出しに戻る事になった。政治家の汚職や腐敗根絶をめざした一九九七年憲法が、国会で絶対多数のタクシン政権を生み出して、政権を監視するチェック機能が働かなくなり、深刻な社会対立を招いたのである。

この原因は、タクシン首相が一九九七年憲法の精神をふまえないで、選挙管理委員会や汚職防止取締委員会などの独立機関の人事に影響を及ぼして与党寄りに変えてしまっなど、権力を持ちすぎた面が大きい。

タクシン首相は四月に次期首班指名を辞退すると発言して、閣議の主宰は一時チッチャイ副首相に任せたが、六月の国王在位六〇周年記念式典を前に復帰し、前言を翻して延命策を図ってきた。

タクシン首相自身は、選挙により有権者の過半数の支持を得て首相に就任したという自負があったが、国会で絶対多数の議席を獲得して、権力に慢心したと思われる。側近や支持勢力の離反も相次いでいた。タクシン首相が企業経営者から政界に転じてCEO（最高経営責任者）型の政治を自称し、トップダウンの政治手法を多用して、政治家主導で多くの行政改革が断行されたことは評価されよう。また宣伝効果をねらったポピュリズム政策ではあるが、低所得者層の購買力向上や家計支出低減をめざした諸政策は、農村住民から支持された。しかしメディアや研究者、野党などの批判勢力の声に耳を傾けず、身内で人事を固め、利益誘導を図る姿勢は、国の指導者として評価されなかった。

政治混迷を招いたもう一つの原因として一九九七年憲法自体も、一九九〇年代までのタイ政治の特徴であった小党連立内閣による政治の不安定性を脱却することをめざして、理想に走りすぎた点も免れない。提出に下院定数の五分の二が必要な首相不信任案、政党の鞍替えを防ぐための立候補者の九〇日前の政党所属などの規定は、与党に圧倒的に有利に作用し、政治の独裁的な

表3 国家に損失をもたらした行為に関する調査委員会

委員	担当	経歴
Klanarong Chantik	B	元汚職防止取締委員会事務局長
Kaewsan Atibhoti (事務局長)	A	元上院議員環境委員会委員長
Khunyig Jaruvan Maintaka	A	会計検査院総裁
Nam Yinyaem (委員長)	A	タイ愛国党選挙違反事件調査小委員会委員長
Sawat Chotephanich	—	前委員長、辞任
Sak Korsaeangruang (広報官)	B	元上院議員、弁護士協会
Saowanee Asavaroj	C	前憲法裁判所判事
Udom Fuangfoong	C	刑事裁判所判事
Banjerd Singkaneti	C	タマサート大学法学部教員
Viroj Lawhaphandu	B	元蔵入局長
Jiraniiti Hawanon	B	最高裁判所政治職刑事事件課判事
Amnuay Thantara	A	刑事裁判所判事

(出所) 統治改革団布告第30号(9月30日)、委員会報道より筆者作成。  
(注) 調査案件:

- A: 新空港関連 (CTX 爆弾検知器購入、空港接続鉄道建設、空港内電線調達)
  - B: 脱税関連 (シン・コープ売却、ミャンマーへの輸銀融資)
  - C: 農政関連 (食品検査会社機材購入、農業省ゴム苗木購入)
- 他に、都庁消防車購入。

状況を許す仕組みとなった。今回のクーデターは、国王から暗黙の了解があり成功した。タイ国民のプミポン国王に寄せる敬愛の念は絶大であり、国王の承認が正統性のよりどころとなっている。しかし現国王はすでに高齢となり、国王に最後の後ろ盾を期待する收拾方法は、今後は難しくなる。今年四月以降は、司法・判事が中心となって、総選挙の無効判決、選挙管理委員会委員への有罪判決、中立の新委員選出など、政治正常化への努力が積み重ねられてきた。今回のクーデターがなくても、一月には公正な選挙の実施が予定され、その後の憲法改正も与野党で合意していたことから考えると、クーデターは民主主義を大きく後退させた。

### ●軍の政治への影響力

統治改革団は一〇月一日、暫定憲法を公布するとともに、暫定首相にスラユット枢密院議員を任命した。政権を委譲した統治改革団は国家安全保障評議会に名称を変更し、今

後の役割は治安維持に限定している。ただし暫定憲法の規定では、同評議会議長が、憲法起草委員や立法議会議員などを選出し、首相の任命、罷免権限を有するなど、政治的な影響力は残している。クーデターの正当性を主張するために、統治改革団は布告を相次いで出し、タクシン政権の汚職や不正蓄財について徹底的に追及する構えである。まず布告第二号で、タクシン政権が一時更迭したジャルワン会計検査院総裁の統投を承認し、総裁の権限を強めた。つぎに布告第十九号で国家汚職防止取締委員会の新委員九名を任命し、前委員の有罪に伴う辞職により一年余り機能していなかった同委員会の活動を再開させた(表2)。

つづいて布告第二三号で前内閣のプロジェクトに関わる不正を調査するための委員会を設置し、委員長にサワット元最高裁長官を任命したが、サワット委員長とジャルワン会計検査院総裁との間で脱税疑惑を調査に含めるか否かで対立した。そのため、布告第三〇号では不正調査委員会を組織替えて、タクシン政権に批判的な委員が数多く任命され、関連機関への協力要請、脱税行為も管轄、本人以外の配偶者や子供の資産押収など権限も強化された(表3)。

同委員会は調査終了後に、最高検察庁、憲法判事委員会に訴追する。

また布告第二七号では、解散命令を受けた政党の役員は、五年間政治活動が禁止さ

### ●スラユット暫定内閣の発足

暫定首相に任命されたスラユットは元陸軍司令官であるが、政治とは距離を置いて職業軍人を貫き、清廉な人柄が国民から広く信頼されている。統治改革団による暫定首相の選定過程では、暫定内閣の喫緊の課題である経済や法律に詳しい専門家、また対外的なイメージを回復するために国際的な知名度の高い人物が候補に挙げられていたが、最終的に内政を重視し、国民和解を推進できる人物に落ちついた。

スラユット首相は就任後の記者会見で、政治混乱の解消と南部国境県の治安回復に全力を傾ける決意を示し、道徳と和解を念頭に置いて、透明、公正、儉約、効率の四ポイント(四つの単語は「四つの単語は四」から始まる)の運営に努めると語っている。またタクシン前政権と異なって、GD

表2 国家汚職防止取締委員会

委員	年齢	経歴
Panthev Glanarongran (委員長)	61	前王室プロジェクト事務局長
Klanarong Chantik	63	元国家汚職防止取締委員会事務局長
Wicha Mahakhun	61	最高裁判所判事、新選管候補者
Wichai Wiwitsevi	61	最高裁判所判事
Prasart Pongsiwapai *	60	元内務官僚
Somluck Chadkrabuanphol	66	ノンタブリ県裁判所判事
Jaidet Pornchaiya	62	元検察
Medhi Krongkaew *	64	元タマサート大学経済学部教員
Pakdee Pothisiri *	59	保健省食品・薬品委員会事務局長

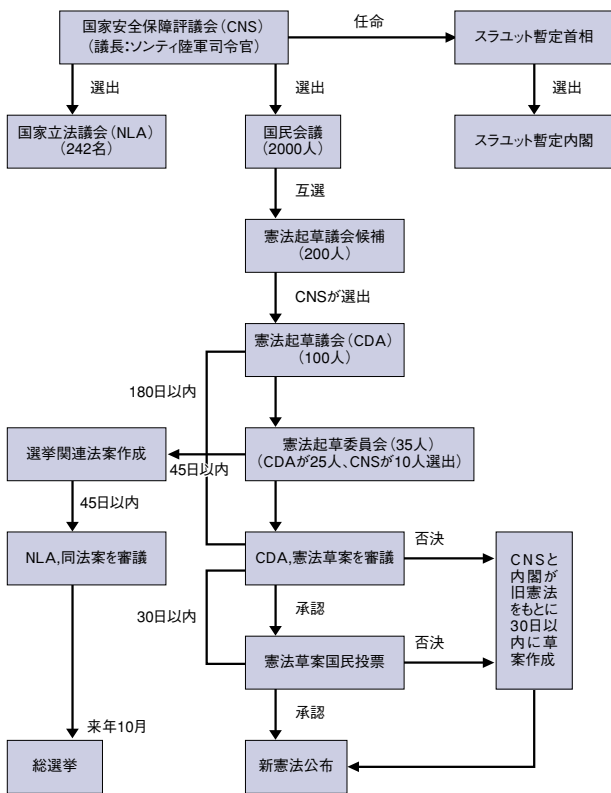
(出所) 統治改革団布告第19号(9月22日)、新聞報道より筆者作成。

(注) \*は汚職防止取締委員会委員に上院が選出していた人物。

調査案件: クロントン廃水処理場、バンナー高速道路遅延補償、粉米担保政策、竜眼価格支持政策。



図1 新憲法制定、総選挙への道筋



(出所) 10月1日公布暫定憲法条文より筆者作成。

表4 憲法判事委員会

判事	出身	年齢	経歴
Panya Thanomrod (委員長)	司	59	最高司法裁判所長官
Ackrathorn Chularat (副委員長)	行	66	最高行政裁判所長官
Vichai Chuen-chompoonuj	行	63	シン社事業認可剥奪訴訟受理命令
Charun Hatthakam	行	68	電力公団民営化差止め判決
Somchai Pongsatha	司	59	最高裁破産事件課主任判事
ML Krairerk Kasamsant	司	59	最高裁判所副長官
Kittisak Kittikhunpairoj	司	58	最高裁判事
Thanti Kesawapitak	司	56	最高裁判事
Nurak Mapraneet	司	57	最高裁判事

(出所) 暫定憲法第35条、新聞報道より筆者作成。

(注) 司：最高司法裁判所判事、行：最高行政裁判所判事より就任。  
 統治改革団により廃止された憲法裁判所に代わり、暫定憲法第35条により設置。憲法裁の審議未了案件、違憲立法審査、独立機関間の権限に関して裁定する。

P成長率よりも国民の幸福を重視した政策の実施を表明している。これは国王が提唱する「身の丈にあった経済」の哲学を反映しているが、市場経済と対立する概念ではない。前政権は低所得者向け政策の対象者を「草の根」と呼んでいたが、現政権はこのようならまき政策を批判し、一人一人が主人公である「主根」と言い換えて、所得格差の解消を図る計画である。

スラユット首相は一〇月九日、二六名の閣僚とともに国王認証式に臨み、暫定内閣が発足した。経済政策の運営は、前中央銀行総裁のプリディヤターン副首相兼財務相、前バンクコク銀行執行役員会議長のコーシット副首相兼工業相が中心となる。外相、商務相など元事務次官が多く、閣僚の大半が元官僚あるいは学識経験者であり、実務の遂行を重視した布陣である。主要な政策は前政権を踏襲すると思われるが、大型プロジェクトや民営化などの進捗は減速することになる。スラユット内閣は、経済成長とともに社会の安定や調和を考慮する政策運営に取り組みばならない。タクシン政権時に亀裂が拡大した都市と農村住民の修復をいかに図るか、前政権の不正追及にいつ区切りをつけて国民和解へ導くかなど、首相の調整手腕が期待されている。

### ●民主化への展望

暫定憲法の規定では、各部門や各地域の代表からなる国民会議に憲法起草議員が選出され、憲法起草議員と国家安全保障評議会が憲法起草委員三五名を選出する。憲法起草委員会は新憲法草案作成後、一九九七年憲法との相違点について憲法起草議員等に説明し、起草議員の修正提案を考慮して、最終草案を起草議員に提出する。憲法起草議員、さらに国民投票の承認をへて新憲法が制定される。同委員会は憲法起草後に選挙関連法案を作成して、立法議会の審議に諮り、来年一〇月に総選挙が行われて、民政に移管される予定である(図1)。

立法議会は暫定政権期間中、国会の役割

を果たすことになり、国家安全保障評議会が選出した議員二四二名は一〇月一日に国王から承認された。議員構成をみると、現職官僚など政府関係者は七九名であるが、これに官僚退職者を加えると、全体の過半数となる。他方で、労働者や農民の代表は少ないとの批判がある。一九九一年クーデター後に設置された立法議会は軍人のみで半数近い議席を占め、軍の政治的影響力を残すために、議会における新憲法修正過程で大きな役割を果たした。今回の新憲法草案は、立法議会は承認にわからない。また一九九七年憲法の制定過程では、起草議会の審議が重要であった。今回の起草議会は、承認するか否かだけを審議し、憲法起草委員が大きな役割を果たすことになる。

今後の政局について考えられるシナリオは、つぎの三つである。①軍の役割は過渡期のみで職業軍人に徹し、約束通り民政に移管する。②軍が政治に介入できる規定を残して、軍の影響力を保持する。③軍が政治的野心を持つようになり、前言を翻して一九九二年に首相に就任したスチンダー陸軍司令官の再来となる。このうち、評議会議長および暫定首相とも職業軍人が持論であり、③の可能性は少ない。今後の政治動向で、タクシン政権の影響が根強く残れば

②、排除できれば①となるであろう。  
 (二〇月二三日脱稿)  
 (ひがし しげき/アジア経済研究所 地域研究センター)